

特定不妊治療費助成事業の申請に係る所得計算表

項 目	夫	妻
A 所得証明書の所得合計額		
B 児童手当施行令第3条第1項の控除額	80,000	80,000
C 雑損控除 (当該控除額)		
D 医療費控除 (当該控除額)		
E 小規模企業共済等掛金控除 (当該控除額)		
F 障害者控除額 (普通) (270,000円×該当者数)		
G 障害者控除額 (特別) (400,000円×該当者数)		
H 勤労学生控除額 (該当する場合 270,000円)		
I 控除額の合計 (B～Hの合計額)		
K 特定不妊治療費助成の基準所得額 (A-I)	①	②

夫と妻の所得合計額 (①+②) が 730万円未満であれば助成対象となります。